

(別添)

○厚生労働省令第八十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十五条第三号、第二十九条の二第一項、第三十一条の四第一項及び第三十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年五月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則等の一部を改正する省令

（薬事法施行規則の一部改正）

第一条 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一百三十八条第十三号中「第一条第十七項」を「第二条第十八項」に改める。
様式第七十七を次のように改める。

様式第七十七（第百四十二条、第百四十九条、第百五十九条関係）

許可番号

医 薬 品 販 売 業 許 可 証

氏名（法人にあつては、名称）

店舗の名称

店舗の所在地又は営業区域

店舗販売業

薬事法第24条第1項の規定により、配置販売業の許可を受けた者であるこ
卸販売業

とを証明する。

年 月 日

都道府県知事

保健所設置市市長

印

特別区区長

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

取扱品目

（薬事法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「政令で定める日までの間に、」を「政令で定める日までの間（薬事法（昭和三十年法律第一百四十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。以下「旧薬種商」という。）又は改正法附則第十条に規定する既存配置販売業者（以下「既存配置販売業者」という。）に係る業務についての実務に従事した者にあつては、第二条の施行の日から平成二十七年五月三十一日までの間。以下同じ。）に、」に、「薬事法（昭和三十五年法律第一百四十五号。以下「法」という。）附則第六条の規定により薬種商販売業の許可を受けたものとみなされた者（改正法の施行の日までの間継続して当該許可（その更新に係る改正法第一条による改正前の法第二十八条第一項の許可を含む。）により薬種商販売業が営まれている場合に限る。）」を「旧薬種商」に、「改正法附則第十条に規定する既存配

置販売業者」を「既存配置販売業者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条（薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。）及び次条については、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 第一条（薬事法施行規則様式第七十七の改正規定に限る。）の規定の施行の際現に交付されている同条の規定による改正前の薬事法施行規則様式第七十七による許可証は、同条の規定による改正後の薬事法施行規則様式第七十七によるものとみなす。